

県内市町村等に係る平成23年度決算の概況について

【用語集】

健全化判断比率等編

○ 実質赤字比率

当該地方公共団体の普通会計に相当する一般会計と特別会計（以下「一般会計等」という。）を対象にした実質赤字額の標準財政規模（地方公共団体が標準的な状態で通常収入するであろう経常的な一般財源の規模）に対する比率です。

また、地方財政法における地方債協議制度においても活用されている指標であり、一定基準（注）以上となると起債時に許可を要する団体に移行します。

○ 連結実質赤字比率

一般会計等に加え、水道事業会計等の公営企業会計や国民健康保険会計などの地方公共団体に設置された全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率です。

○ 実質公債費比率

地方公共団体に設置された全ての会計に加え、一部事務組合等を含めた、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。

地方財政法における地方債協議制度においても活用されている指標であり、18%以上となると起債時に許可を要する団体に移行します。

○ 将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。

○ 資金不足比率

当該地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の事業規模（営業収益等）に対する比率です。

○ 財政健全化法に規定する財政健全化計画等

・ 「財政再生計画」

将来負担比率を除く健全化判断比率が1つでも財政再生基準を上回った場合、財政再生計画の策定が必要となります。財政再生計画は議会の議決を得て、速やかに住民に公表します。計画について、総務大臣の同意がなければ、地方債は発行できません。

・ 「財政健全化計画」

健全化判断比率が1つでも早期健全化基準を上回った場合、「財政健全化計画」の策定が必要となります。早期健全化計画は、議会の議決を得て、速やかに住民に公表します。また、都道府県知事、総務大臣への報告が義務付けられます。

・ 「経営健全化計画」

公営企業会計の資金不足比率が20%以上となった場合、「経営健全化計画」の策定が必要とな

ります。経営健全化計画は、議会の議決を得て、速やかに住民に公表します。また、都道府県知事、総務大臣への報告が義務付けられます。

○ 地方債協議制度に係る財政健全化計画等

・ 「財政健全化計画」

標準財政規模に応じ、ある一定基準（注）以上、赤字額が生じた場合、起債時に許可を要する団体に移行します。地方債の許可申請時に実質赤字の解消に向けた方針等を記載した財政健全化計画を策定し、許可申請を行います。

（注）一定の赤字額

標準財政規模の額に応じて、2. 5%～10%の間で段階的に設定。

【 例 】都道府県、政令市及び

標準財政規模が500億円以上の市	2. 5%
標準財政規模が200億円の市町村	5%
標準財政規模が50億円以下の市町村	10%

普通会計編

○ 普通会計

地方公共団体における地方公営事業会計以外の会計を総合して、一つの会計としてまとめたものをいいます。

* 地方公営事業会計＝公営企業、国民健康保険事業、後期高齢者医療事業、介護保険事業、収益事業、農業共済事業、交通災害共済事業に係る会計の総称

○ 臨時財政対策債

地方財源の不足に対処するため、各地方公共団体において発行することとされた地方財政法第5条の特例となる地方債のことです。臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度の地方交付税に算入することとされています。

○ 財政調整基金

地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金です。

○ 減債基金

地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金です。

○ 経常収支比率

地方税、普通交付税のように使途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当されたものが占める割合を示したものです。割合が高いほど、財政構造の硬直化が進んでいるとされています。

公営企業会計編

○ 法適用企業

地方公営企業の規定の全部又は一部を適用する企業のことをいい、地方公営企業の全部の規定が適用される「全部適用企業」と、地方公営企業法の財務に関する規定など一部の規定が適用される「一

部適用企業」に分かれます。

- ・ 全部適用企業：水道事業（簡易水道事業を除く）、工業用水道事業、軌道事業、自動車運送事業、鉄道事業、電気事業、ガス事業の7事業
- ・ 一部適用企業：病院事業

※その他、条例により法の全部又は一部を適用できます。

○ 法非適用企業

地方公営企業法の適用を受けない公営企業のうち、地方財政法に規定される公営企業です。

具体的には、公共下水道事業、簡易水道事業、市場事業、観光施設事業等などのうち、法適用企業（条例等により地方公営企業法の規定の全部又は一部の適用をうける企業）を除く企業を指します。

○ 基準内繰入金

地方公営企業法等の規定による一般会計と公営企業会計との間の経費の負担区分の原則等に基づき、毎年度地方財政計画において計上している公営企業繰出金の基準を通知している「地方公営企業繰出金について」（総務省自治財政局長通知）に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金を指します。

○ 基準外繰入金

繰出基準以外の繰入金のことを指します。

土地開発公社編

○ 土地開発公社

「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき設立される特別法人。地域の秩序ある整備をはかるため必要な公有地となるべき土地を地方公共団体等に代わって先行取得することを主たる業務としています。また、公社が独自で行う事業として、土地造成事業（宅地造成、企業用地造成等）などもあります。

○ 債務保証

土地開発公社が金融機関から融資を受ける際、地方公共団体が債務者（公社）のために、当該金融機関に対して、その債務の弁済を保証することを言います。債務保証契約を締結していると、万が一公社が突然破綻し、債務を弁済できなくなった場合、地方公共団体の負担が大きく増えることとなり、当該地方公共団体の財政を圧迫する要因となります。

○ 第三セクター等の抜本的改革

土地開発公社や第三セクターについては、その経営状況が著しく悪化した場合等には、地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすおそれがあります。

そのため、総務省において策定された「第三セクター等の抜本的改革に関する指針（平成21年6月）」では、土地開発公社や第三セクターについて、その存廃を含めた抜本的改革に取り組むことが求められ、集中的な取組ができるように、平成21年から25年度までの間に限り、整理や再生のために必要となる一定の経費を地方債の対象とすることができるようになりました。

これらのことを受けて、各市町村においては、土地開発公社や第三セクターの事業そのものの意義を見直し、解散や不採算業務の廃止等の抜本的な改革の必要性を検討しているところです。

○ 第三セクター等改革推進債

第三セクター等（第三セクター、土地開発公社等）の抜本的な改革（解散、一部業務廃止等）に必要な経費の財源に充てるための地方債。土地開発公社の解散等にあつては、地方公共団体が債務保証等をしている公社借入金の償還に要する経費が対象となります。

また、第三セクター等改革推進債の発行期間は、平成21年度から25年度までに限られています。

第三セクター編

○ 第三セクター

地方公共団体が出資又は出えんを行っている一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、特例民法法人、会社法法人の総称です。

○ 経常損失

毎期継続的・反復的に繰り返される事業活動において損失（赤字）が発生している状態を指します。

○ 債務超過

負債の総額が資産の総額を超過し、資産をすべて売却しても負債の返済ができない状態を指します。

○ 損失補償

第三セクターが金融機関等から融資を受ける場合、その融資の全部又は一部が返済不能となって金融機関等が損失を被ったときに、地方公共団体が融資を受けた法人に代わって、金融機関等に対してその損失を補償する契約を指します。